

## 青森県公益認定等審議会委員の服務等に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月青森県条例第14号）第28条の規定に基づき、青森県公益認定等審議会委員（以下「委員」という。）の服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の服務)

第2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (職権の行使)

第3 委員は、独立してその職権を行う。

### (委員の身分保障)

第4 委員は、青森県公益認定等審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

### 附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。